

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年7月19日)

【件名】

- 1 健康県民マイレージ事業の実施について
(健康政策課)・・・1
- 2 「医師確保計画」及び「外来医療に関する計画」の策定について
(医療政策課)・・・2
- 3 看護職員需給推計の策定について
(医療政策課)・・・3
- 4 安定ヨウ素剤の事前配布について
(医療・保険課)・・・4
- 5 令和元年度第1回県・市町村国民健康保険連携会議の結果について
(医療・保険課)・・・6

福祉保健部



健康県民マイレージ事業の実施について

令和元年7月19日
健康政策課

県全体で健康意識の醸成や健康づくりに向けての行動変容や、地域での活動・交流の活性化を図り、県が策定している鳥取県健康づくり文化創造プランの理念である「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、今年度も県内に在住(又は勤務)する18歳以上のすべての方を対象とした健康マイレージ事業を実施します。(今年度で2年目)

※健康マイレージ事業:健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、ポイントに応じて景品を贈呈する事業

【事業概要】

- (1)対象者 18歳以上の県内在住者(県内の企業・大学等で働く者や就学中の者を含む)
※今年度から個人エントリーに加え、3人1組でのグループエントリーも追加
- (2)事業実施主体 県(ウォーキング立県19のまちを歩こう事業実行委員会(NPO法人未来)に委託)
- (3)実施期間 令和元年9月1日～12月31日(4か月間) ※参加申込期間:9月末まで
- (4)内 容

○ポイント付与の対象項目

日々のウォーキングのほか、健診受診、スポーツ大会参加、スポーツジム通い、自治会や地域での活動(清掃活動等)・ボランティア活動 ※詳細はチラシのとおり

○ポイントの報告

日々のポイントは、報告用紙をメール、ファクシミリ又は郵送で事務局へ報告(1/20まで)

○景品贈呈

月々の記録を3か月以上報告した者のうち、200ポイント以上を獲得した個人、グループ合わせて『500名』に抽選で総額100万円以上の景品を贈呈

<景品>

マッサージチェア(ファミリーイナダ株式会社)、米子ソウル便ペア往復航空券(エアソウル株式会社)など協賛企業から提供いただいたものや、県産品、健康関連グッズなど

○その他

・3か月分以上の記録を報告した者に参加賞をプレゼント(景品当選者を除く)

・参加者アンケート調査の実施

実施終了時に参加者にアンケート調査を実施し、実施前後の行動変容を把握

(参考)平成30年度の参加状況

(単位:人)

参加人数	性別			年齢									
	男	女	未回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	未回答
1,437	575	845	17	7	82	149	290	311	202	202	113	7	74

「医師確保計画」及び「外来医療に関する計画」の策定について

令和元年7月19日
医療政策課

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）により医療法が改正され（平成31年4月1日施行）、医療計画の定める事項に「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加されたのに伴い、鳥取県保健医療計画の一部として策定が必要となる「医師確保計画」及び「外来医療に関する計画」の概要について報告します。

1 計画期間

令和2年度から令和5年度（4年：当初のみ）。3年毎に見直しを行う。

2 計画の構成（イメージ）

（1）医師確保計画

⇒地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域の医療提供体制を確保するための計画。

⇒医師確保計画を策定するに当たり、地域毎に医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す医師偏在指標を導入し、各都道府県においてPDCAサイクルに基づき、医師確保対策を進めていくもの。

【主な項目】

- ・基本的事項
- ・医師の確保の方針及び目標
- ・医師の確保に関する施策

（2）外来医療に関する計画

⇒地域間の分野（在宅医療、初期救急（夜間・休日の診療）、公衆衛生（学校医等）等）別の外来医療機能の偏在の解消等を通じ、地域の外来医療提供体制を確保するための計画。

⇒地域毎の外来医療機能に関するデータ（診療科別外来医師数、地域毎の外来医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す外来医師偏在指標等）を可視化し、外来医師が開業する際の有益な情報を提供することによって、今後の外来医療機能の偏在に関する対策を進めていくもの。

【主な項目】

- ・基本的事項
- ・外来医療に係る協議の方針
- ・医療機器の共同利用の方針

3 今後のスケジュール

令和元年7月 計画骨子案を地域医療対策協議会（7/16）、医療審査会（7/24）で審議（予定）

9月 計画素案作成（→地域医療対策協議会、医療審議会で審議）

11月 計画案作成（→地域医療対策協議会、医療審議会で審議）

令和2年1月～パブリックコメントの実施

3月 計画最終案（パプコメを反映）の作成（→地域医療対策協議会、医療審議会で審議）

4月 計画の施行

看護職員需給推計の策定について

令和元年7月19日
医療政策課

看護職員確保に資する基礎的な資料として、国の推計基本方針に基づき2025年における鳥取県の看護職員需給推計を策定しましたので報告します。

1 目的

人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合性を確保し、将来の医療需要を踏まえた2025年の看護職員の需給推計を行い、今後の看護政策を推進する上で重要な基礎資料とする。(前回 平成22年策定)

〔看護職員需給推計については、国が定めた「看護職員需給推計の推計ツール」を用いて、各都道府県が推計したものが全国ベースに集約される。(国への提出期限7月末)〕

2 鳥取県看護職員需給推計の結果

2025年には看護職員の需要と供給がほぼ均衡(需要数10,434人-供給数10,401人=33人不足)

(1) 需要数

○10,434人・・・2025年に向けた在宅医療提供体制の整備、将来の医療需要等により推計(単位:人)

区 分	2018年(現状)	2025年(需要数)	増減
病院、診療所	7,557	7,355	▲202
訪問看護事業所、介護保険・社会福祉施設	1,828	2,349	521
県、市町村、助産所、看護学校、事業所等	569	730	161
合 計	9,954	10,434	480

※2018年(現状)は、看護職員業務従事者届による数値(衛生行政報告例)

(2) 供給数

○10,401人・・・2025年までの新規就業、再就業、離職を見込んだ累計推計値

- ・新規就業者数 2018年実績:357人 ～ 2025年:335人(学生数の減少)
- ・再就業者数 2018年実績:678人(衛生行政報告例) ～ 2025年:678人(横ばいに推移)
- ・離職率 2018年実績:7.8%(医療政策課調べ) ～ 2025年:9.3%(60歳以上の退職者が増加)

3 今後の対応方針

今後も需要増が見込まれる在宅医療や看取りに関わる看護職員の確保と医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の育成について、継続して取組みを推進していく。

4 検討経緯

- ・令和元年5月20日 鳥取県地域医療対策協議会鳥取県看護職員確保対策検討部会での審議
- ・令和元年6月2日 鳥取県看護協会役員等との意見交換会
- ・令和元年7月16日 鳥取県地域医療対策協議会への報告
- ・令和元年7月24日 鳥取県医療審議会への報告(予定)

＜参考＞看護職員数の推移と新卒看護職員県内就業状況

(単位:人)

	病 院	診療所	訪問看護事業所	介護保険施設・社会福祉施設等	県市町村助産所	その他	合 計	新卒就業者数	内訳	
									県内養成施設	県外養成施設
2010年	5,256	1,455	161	1,178	258	213	8,521	260	173	87
2014年	5,626	1,460	224	1,402	272	202	9,186	312	201	111
2018年	6,058	1,499	328	1,500	337	232	9,954	357	264	93

※看護職員数は看護職員業務従事者届(衛生行政報告例)

H27年4月に看護師養成施設が2校新設され、県内養成施設から県内医療機関等への就業者数が増加した一方、県外養成施設への進学者の減少により、県外からの就業者が減少している。

安定ヨウ素剤の事前配布について

令和元年7月19日
医療・保険課
原子力安全対策課

県と米子市及び境港市は、原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うため、昨年度に引き続き、下記のとおり本年10月に安定ヨウ素剤の事前配布を行います。

記

1. 安定ヨウ素剤を事前配布する目的

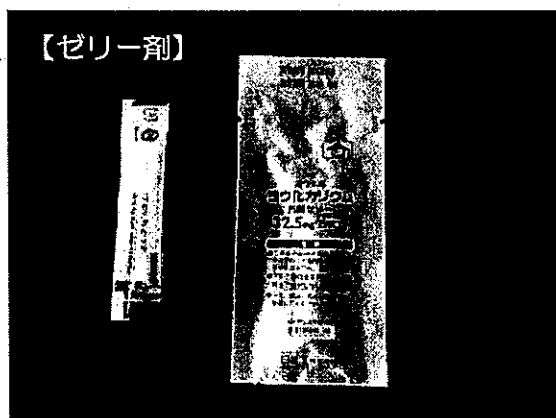
- ・原発事故が起きた際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があるが、安定ヨウ素剤を服用しておくことにより、この放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積することを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果がある。
- ・そのため、国や県等から服用指示があった際には、最寄りの一時集結所に備蓄している安定ヨウ素剤を服用していただくことになるが、障がいや病気などのため速やかに一時集結所等で受け取ることが困難な方に対して、事前配布するもの。

【国の原子力災害対策指針】

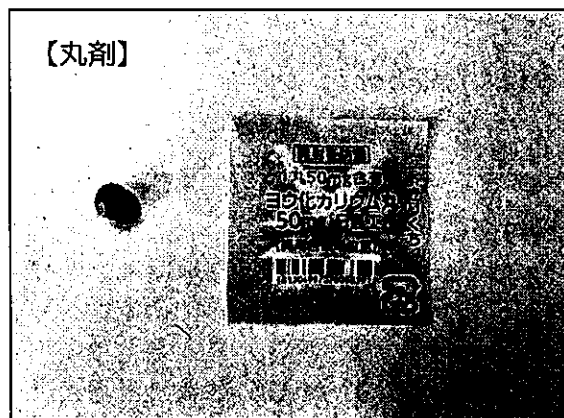
○PAZ（原発5キロ圏内）では事前配布の体制を整備する必要があるとされているが、UPZ（原発5～30キロ圏内）では、避難等の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続きを定め、適切な場所に備蓄すると規定。

例外的に、避難等の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が必要と判断する場合には、事前配布できる。

【事前配布する安定ヨウ素剤】



※3歳未満の乳幼児が対象



※3歳以上が対象

【配布する安定ヨウ素剤の種別・服用量】

区 分	ヨウ化カリウム量	種別・服用量
生後1ヶ月以上～3歳未満	32.5 mg	ゼリー剤・1包
3歳以上～小学6年生	50 mg	丸剤・1丸
中学生以上	100 mg	丸剤・2丸

2. 事前配布の対象地域

UPZ圏内（島根原子力発電所から概ね5km～30km圏内）

※境港市にあっては全域、米子市にあっては30kmの境界の自治会を含む地域

3 事前配布の対象者

上記2の地域に居住する住民のうち、次の要件に該当し、事前配布を希望する者

【要件】

原子力災害発生時に安定ヨウ素剤を一時集結所で配布する際に、以下のような理由により速やかに受け取ることができない者

- ①障がいや病気により緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ②高齢者や障がい者、小さい子ども等が世帯におり、緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ③緊急時に受け取る場所（一時集結所）までの距離が遠い
- ④その他①～③に準ずる理由がある

4 事前配布説明会の日程及び会場

住民が可能な限り参加しやすいように、平日と休日、日中と夜間を組み合わせ、それぞれ4回開催予定。

【米子市居住者】

開催日	時間	会場
10月4日(金)	19:00～21:00	崎津公民館
10月5日(土)	19:00～21:00	彦名公民館
10月7日(月)	14:00～16:00	和田公民館
10月20日(日)	14:00～16:00	夜見公民館

【境港市居住者】

開催日	時間	会場
10月6日(日)	19:00～21:00	境港市保健相談センター
10月11日(金)	14:00～16:00	
10月19日(土)	14:00～16:00	
10月25日(金)	19:00～21:00	

5 受取方法

- ①3に該当する者は、米子市、境港市、県西部総合事務所福祉保健局の窓口やホームページで配布申請書入手し、米子市又は境港市に郵送等で提出する。

【申請受付期間】… 令和元年8月1日～8月30日

- ②自宅等に送付される案内により、上記の事前配布説明会に参加する。
- ③事前配布説明会で医師等から必要な説明や問診を受けた後、安定ヨウ素剤を受け取る。
※ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないと医師に判断された場合は配布しない。

【安定ヨウ素剤の副作用】

・安定ヨウ素剤を服用した際に、まれに副作用（一般的な過敏症、嘔吐、下痢、頭痛、息切れなど）により体調に異変が起こる場合がある。

6 配布後の管理及び薬剤の交換

- ・安定ヨウ素剤については、国・県又は市の指示があつてから服用しなければならないので、服用指示があるまでは配布された安定ヨウ素剤を誤って服用したり、紛失しないように適切に保管・管理する必要がある。
- ・UPZ圏外に転出等をする場合には、その際に安定ヨウ素剤を各市に返却する。
- ・その他、安定ヨウ素剤の使用期限（丸剤は製造後5年、ゼリー剤は製造後3年）が到来する前に交換したり、一定年齢の到達により薬剤の種別や服用量を変更する必要がある。

＜参考＞ 平成30年度安定ヨウ素剤事前配布の実績

228人に配布。対象人口（72,052人）に占める配布率は約0.31%であった。（単位：人）

区分	申請	配布	辞退等	事前配布説明会の開催状況
米子市	83	69	14	計3回(9/29, 10/11, 10/14)
境港市	192	159	33	計3回(10/3, 10/11, 11/18)
合計	275	228	47	

令和元年度第1回県・市町村国民健康保険連携会議の結果について

令和元年7月19日
医療・保険課

- 1 日 時 令和元年7月3日(水)午後1時30分から3時30分まで
- 2 場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 青年研修室
- 3 出 席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局次長 他
- 4 概 要 平成30年度から県が国民健康保険の財政運営を担うなど、市町村とともに国民健康保険を運営していることから、来年度の納付金の算定や保険料水準の平準化及び国民健康保険事務の標準化について、県と市町村の担当者が協議した。

(1) 令和2年度の納付金の算定等について

ア 医療費指数反映係数 α の逡減について

納付金の算定に当たって、将来的に医療費指数を反映させないことについて、昨年度までの議論において概ね了解が得られていることから、来年度から医療費指数反映係数を逡減していくことについて協議したところ、次のような意見があったため、引き続き協議していくこととした。

○保険料水準の統一に向けて検討すべき課題を一通り検討し、将来像が見えた段階で医療費指数反映係数の逡減を実施すべき。

○健康づくり施策に熱心で医療費水準が低い市町村が不利になるので、評価する仕組みを併せて検討すべき。

イ 激変緩和措置に係る自然増の見直しについて

納付金の算定に当たって、被保険者への影響を考慮して可能な限り激変が生じないように措置を講じているところであるが、その激変緩和の水準(自然増の水準)について、直近の医療費の伸び等も踏まえて見直しを行う方向で合意した。

ウ 剰余金の使途について

平成30年度の国民健康保険特別会計において剰余金が発生した場合には、国民健康保険財政安定化基金(特例分)に積み立てをし、納付金算定基礎額全体の減額に活用する方向で合意した。

(2) 事務処理の標準化について

ア 短期被保険者証の交付基準について

被保険者の利便性の向上と市町村の事務負担の軽減等の観点から、令和2年8月から全ての市町村が被保険者証と高齢受給者証を一体化し、その運用の統一を目指していることを踏まえ、短期被保険者証について、その標準的な交付基準を次のとおりとし、将来的な統一基準を見据えて引き続き検討することとした。

滞納期間：被保険者証更新時に前年度分以前の保険料について滞納があること

有効期限：滞納状況及び分納誓約の状況により判定

※ 国民健康保険法の規定に基づき、18歳以下の被保険者については6か月以上の有効期限の設定をすることとする旨申し合わせた。

イ 被保険者資格証明書の交付基準について

特別の事情がなく納付期限から1年以内に納付がなかった場合の他、被保険者資格証明書を交付する場合の基準については引き続き協議することとした。